

第18回津南町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年12月25日					
招集の場所	津南町役場 3階 大会議室					
開閉会日時	開会	令和6年12月25日 9時00分				
	閉会	令和6年12月25日 10時25分				
出席委員並びに 欠席委員	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
	1	藤木 正光	出	10	大平 勝則	出
	2	中山 國廣	出	11	滝沢 芳則	出
	3	河田 千春	出	12	本山 和美	出
	4	樋口 則郎	出	13	中村 敬二	出
	5	藤木 巖	出	14	桑原 京子	出
	6	桑原 幸枝	出	15	涌井 益夫	出
	7	清水 茂實	出	16	藤ノ木 孝	出
	8	渡邊 修	欠	17	半戸 敬行	出
	9	板場 勇司	出	18	藤ノ木 稔	出
議事録署名委員	5	藤木 巖		6	桑原 幸枝	
職務のために出 席した者の氏名	事務局長	太田 昌		副主幹	石沢 和也	
説明のために出 席した者の氏名						
書記	石沢 和也					
議事日程	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

第18回 津南町農業委員会総会議事日程

令和6年12月13日 告示

令和6年12月25日 開会

日程第1 議事録署名委員の指名について

番

番

日程第2 報告第1号 会長報告

日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願について

日程第5 議案第1号 農地法の規定による許可申請書の審査について

日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画書の審査について

会議経過（令和6年12月25日）

【開会宣言】

会長

本日の欠席は、農業委員の8番 渡邊修委員、推進委員の3番 志賀義明委員です。

定足数に達しておりますので、これより第18回津南町農業委員会総会を開会します。

日程第1 会議録署名委員の選出について

会長

会議録署名委員の指名を行います。議長の指名による選出とさせていただきますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

会長

本日の会議録署名委員に、5番 藤木 巖委員と6番 桑原幸枝委員の両委員を指名いたします。

日程第2 報告第1号 会長報告について

会長

報告第1号会長報告について、出席しました会議等の内容を報告いたします。

11月28日に全国農業委員会会長代表者集会が開催されました。同日に県選出国會議員に要請活動も行っております。12月11日に第4回津南町議会定例会が開会し、11日と12日に出席をいたしました。2名の議員から、農業関係の一般質問がされました。

会長報告については以上です。質問等がありますでしょうか。

（質問等なし）

日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

会長

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は22件です。

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等がありますでしょうか。

桑原幸枝委員

2番と3番について、借り手が別の地域でまとまった農地を耕作することになったので、自宅から遠い当該申請地は解約することになったと聞いています。

会長

他に質問等がありますでしょうか。

(質問等特になし)

日程第4 報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願について

会長

報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

今月の農地法の適用を受けない事実確認願については、1件です。

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等がありますでしょうか。

藤ノ木良一委員

農地パトロールで現地を調査しましたが、山林化しており、とても耕作できる状況ではありません。

清水茂實委員

願出地の状況は理解できますが、このような案件の場合は、願人が土地の所有者となった理由や畑地であった経過などについても確認していただければと思います。

日程第5 議案第1号 農地法の規定による許可申請書の審査について

会長

議案第1号農地法の規定に基づく許可申請書の審査について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

今月の農地法の規定に基づく許可申請は、第3条許可申請が11件です。

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等はありませんでしょうか。

本山和美委員

1番について、譲受人から連絡がありました。譲渡人とは親戚関係であり、高齢で今後の耕作と維持管理ができないとのことで、取得することになったとのことです。

桑原幸枝委員

6番について、譲受人と譲渡人は親子であり、今後、経営移譲を進めていくため、所有権移転するものです。

半戸敬行委員

7番について、2～3年前から相談があった案件で、以前から当該地を耕作していた譲受人に所有権移転をするものです。

8番については、以前から譲受人の父親が貸借契約で耕作していた農地を、息子である譲受人が取得し、耕作を継続していくことになりました。

藤木 巖委員

5番について、譲渡人が農地の処分を進めており、以前から耕作していた譲受人が、当該農地を取得することになったものです。

藤ノ木良一委員

9番について、譲受人と譲渡人は従兄弟同士でありまして、以前から耕作していた譲受人が、当該農地を取得することになったものです。

板場勇司委員

2番と3番について、譲受人の住所は県外ですが、農地を取得後は、自ら耕作できる状況なのか、作付けする農作物などの情報がありましたら教えてください。

事務局

譲受人は頻繁に来町しており、自ら耕作・管理できる状況にあります。申請内容では、芋、アスパラを作付する計画となっています。

会長

他に質問等がありますでしょうか。無ければ採決をいたします。

第3条の22件について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画書の審査について

会長

議案第2号農用地利用集積計画の審査について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

津南町長より、農業経営基盤強化促進法及び農業経営基盤強化促進基本構想に基づき審査依頼がありました。

今回は所有権移転4件、利用権設定の新規28件、更新18件、移転4件です。

(農用地利用集積計画の内容を朗読、説明)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進

法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

会長

所有権移転については、いずれも、担い手との契約に伴うものであり、特に問題はないかと思われます。

只今の事務局の説明及び朗読の内容について、委員の方からの補足説明、意見、質疑等ありましたらお願いいたします。

樋口則郎委員

利用権設定新規の 1 番、5 番、6 番について、いずれも今まで貸借契約していたひとが耕作できなくなり、借手への新規契約に至りました。

涌井益夫委員

利用権設定新規の 14 番から 17 番について、借手は地元で規模拡大を図っています。よろしく申し上げます。

藤木正光委員

利用権設定新規の 3 番について、貸手から高齢で耕作できないと相談がありました。貸手と借手の間に入り条件等調整しまして、借手が新規で耕作することになりましたので、よろしく申し上げます。

樋口則郎委員

利用権設定新規の 13 番、14 番ですが、今まで契約していたひとが今後耕作できないということで、新規で契約、耕作することになったものです。

半戸敬行委員

利用権設定新規の 2 番ですが、今まで契約していたひとが今後耕作できないということで、同じ集落の借手が新規で契約、耕作することになったものです。

利用権設定新規の 13 番ですが、貸手は自分の父親です。2 筆を 1 箇所の水利用を利用して耕作しているような条件の悪い水田ですが、隣地で耕作している借手に相談したら、耕作していただけるということで、この度契約することになりました。

会長

利用権設定新規の 23 番から 27 番ですが、全て同じ集落内にある田です。作り手がほとんどなく、この地域一帯を借手が耕作している状況です。新規で契約し、借手が耕作することになりました。

会長

他に補足説明、質問等はありませんでしょうか。

無ければ採決をいたします。

まず、利用権設定新規の 13 番を除く案件について採決をいたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

続いて、利用権設定新規の 13 番の採決をいたします。

(半戸敬行委員退席)

会長

それでは、利用権設定新規の 13 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(半戸敬行委員、入室・着席)

会長

全員賛成ですので、原案のとおり許可を決定いたしました。

【閉会宣言】

会長

本日の議事は全て終了しました。

以上で、津南町農業委員会第 18 回総会を閉会します。

以上の会議経過は書記が記したものであるが、その内容が事実と相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

津南町農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員